

# 入札心得

北九州市上下水道局が行う「日明浄化センター汚泥搬出業務委託」についての一般競争入札は、地方自治法、同法施行令、北九州市上下水道局契約規程その他関係法令に定めるもののほか、この心得によって執行します。

入札参加者は事前に良く読み、間違いないようにして下さい。

## 1 入札参加資格

定められた期日までに入札への参加申出を行い、参加資格の確認を受けた者が参加できます。入札説明書に定める書類を提出期限までに北九州市上下水道局施設課あてに提出してください。

## 2 入札の準備

- (1) 見積にあたっては、仕様書、入札説明書等をよく確認のうえ、入札して下さい。
- (2) 仕様書等に疑義がある時は、入札説明書記載の期間内に指定された方法で質問を行って下さい。

## 3 入札書の記入

- (1) 入札書は、当局所定の様式のものを使用して下さい。所定の入札書は、参加資格要件を満たしている者に対し、参加資格確認通知と併せて配布します。  
なお、随意契約による場合は「入札」を「見積」と読み替えるので、訂正の必要はありません。
- (2) 契約金額は、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算した金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 4 入札金額積算内訳書の作成

- (1) 入札金額積算内訳書の様式は自由ですが、個別項目別（細別ごと）に作成してください。
- (2) 再度入札の場合は、提出の必要はありません。

## 5 入札の方法

- (1) 入札は、入札公告、入札説明書で示した日時および場所で行います。入札開始時刻までに到着しないときは、入札に参加できませんので、遅れないよう十分注意して下さい。
- (2) 入札執行の場所には、入札者（入札参加業者につき1名）以外の立入りはできません。
- (3) 入札者は、入札執行について係員の指示に従って下さい。
- (4) 入札者は代表者本人または代表者の代理人とし、代理人による入札を行うときは、必ず所定の委任状を提出して下さい。所定の委任状は、参加資格確認通知時に入札書と併せて配布します。  
※委任状は入札説明書に記載の注意事項に留意のうえ、提出してください。  
※郵便による入札の場合は代表者本人による入札とするため、委任状の提出は不要です。  
郵便による入札方法については、入札説明書を参照してください。
- (5) 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

## 6 入札の辞退

- (1) 入札を辞退する者は、所定の「入札辞退届」を次の各号により提出して下さい。所定の入札辞退届は、参加資格確認通知時に配布します。
  - ア 入札執行前（令和8年2月27日午前10時前）にあっては、指定の「入札辞退届」を北九州市上下水道局施設課（入札説明書の2契約に関する事務担当部局の名称及び所在地を参照）に直接持参もしくは郵送により提出してください。
  - イ 入札執行中にあっては、入札書を投函するまでは、指定の「入札辞退届」を入札担当係員に直接提出することで、入札を辞退することができます。
- (2) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

## 7 入札の中止等

入札者が協定して入札したと認められるとき又は入札に際し不正があると認められるときは、入札の中止、延期または取消をします。

## 8 入札の無効

次のいずれかに該当する場合の入札は無効となりますので注意して下さい。

- (1) 入札参加の資格がなくて入札したとき。
- (2) 入札書類が所定の日時までに到着しないとき。
- (3) 入札保証金を納付しないとき又はその額が不足するとき。
- (4) 入札書に入札者の記名押印がないとき又は入札金額を訂正したとき。
- (5) 所定の入札書によらない入札をしたとき又は入札書の記載事項について判読できないとき。
- (6) 同一事項について2通以上の入札書を提出したとき。
- (7) 委任状を提出しないで代理入札をしたとき又は他人の代理を兼ね、もしくは2人以上の代理をしたとき。
- (8) 入札に際し不正の行為があったとき。
- (9) 再度入札の場合、前回の最低金額以上の金額で入札したとき。
- (10) 前各号のほか、指示した事項に違反したとき。

## 9 入札に参加できない場合

次のいずれかに該当する場合は入札に参加することができません。その場合は、「入札不参加理由書」を提出していただきます。

- (1) 入札者が入札開始時刻までに到着しないとき。
- (2) 代理入札で委任状が不備のとき。

## 10 落札の決定

- (1) 予定価格以下で、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。
- (2) 2人以上が同一落札金額で入札した場合は、くじにより落札者を決定します。ただし、入札者または代理人が直接くじを引くことができないときは、当該入札事務に関係ない職員が代理でくじを引き、落札者を決定することとします。

## 11 再度入札

- (1) すべての入札者の入札金額が入札予定価格を上回るときは、ただちに再度の入札を行います。ただし、開札の際に入札者または代理人が立ち会っていない場合（郵便による入札を行った者がいる場合）は、別途指示することとします。
- (2) 再度入札の回数は、原則として1回とします。
- (3) 1回目の入札における入札辞退者、入札遅刻者、無効の入札をした者は、再度入札に参加することができません。

## 12 異議の申立て

入札をした者は、入札後、仕様書等についての不明を理由として異議を申立てることはできません。